

平成 22 年 1 月 28 日

## 納税環境整備 P T について（案）

- 納税者権利憲章（仮称）の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税に関わる番号制度の導入などについて検討を行うため、納税環境整備 P T を設ける。なお、本 P T の検討に当たっては、国税不服審判所の改革については行政不服審査全体の見直し、社会保障・税に関わる番号制度については今後立上げを予定している「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」の検討状況を、それぞれ勘案しつつ検討を進めるものとする。また、専門家委員会に設置される納税環境整備小委員会の検討も踏まえるものとする。
- P T の座長は峰崎直樹・財務副大臣とし、メンバーは今後調整する。

以上

## 平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）

## 第 3 章 各主要課題の改革の方向性

## 1. 納税環境整備

## (1) 納税者権利憲章（仮称）の制定

「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立って決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮称）」を早急に制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が 3～7 年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限

が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要があります。

## (2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

## (6) 納税環境整備に係るPTの設置

以上、(1) 納税者権利憲章(仮称)の制定、(2) 国税不服審判所の改革、(3) 社会保障・税共通の番号制度導入、(4) 歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム(PT)を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出します。